

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月10日

【会社名】 株式会社ケイブ

【英訳名】 CAVE Interactive CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長・CEO 高野 健一

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 常務取締役・CFO 菊地 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒2丁目1番1号

【電話番号】 03-6820-8176

【事務連絡者氏名】 常務取締役・CFO 菊地 徹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)	
その他の者に対する割当	299,592,000円
(第22回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	2,462,400円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	99,864,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	216,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成30年5月10日開催の取締役会決議によります(当該決議により発行される株式を、以下「本新株式」といいます。)

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	216,000株	149,796,000	149,796,000
一般募集			
計(総発行数)	216,000株	149,796,000	149,796,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は149,796,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,387	693.5	100株	平成30年5月28日(月)		平成30年5月28日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に後記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ケイブ 経営企画部	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	720個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	2,462,400円
発行価格	新株予約権1個につき3,420円(新株予約権の目的である株式1株当たり34.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年5月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
払込期日	平成30年5月28日
割当日	平成30年5月28日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 高田馬場支店 東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号

(注) 1. 第22回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)は、平成30年5月10日開催の取締役会決議に基づき発行するものです。

2. 申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に上記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。

3. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、第三者割当増資は行われなないこととなります。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ケイブ 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準となる株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は72,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>

1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金1,387円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。
3. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
- | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----------------|---|------------------|---|-------------|---|---------------|
| 調整後
行使価
額 | = | 調整前
行使価
額 | × | 既発行
普通株
式数 | + | 交付普通株
式数 | × | 1株当たり払
込金額 |
| 1株当たりの時価 | | | | | | | | |
| 既発行普通株式数 + 交付普通株式数 | | | | | | | | |
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成30年5月10日開催の当社取締役会決議に基づき新株式を発行する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

新株予約権の行使時の払込金額

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	99,864,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年5月29日から平成32年5月28日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ケイブ 経営企画部 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 高田馬場支店 東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って14暦日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額を交付して、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
2. 株券の交付方法
- 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
3. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替その他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
 - (2) 上記各項については、本有価証券届出書による届出の効力発生を条件とします。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
401,918,400	10,000,000	391,918,400

- (注) 1. 払込金額の内訳は、本新株式発行によるものは299,592,000円(1,387円×216,000株)、本新株予約権発行によるものは2,462,400円(3,420円×720個)及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額99,864,000円(1,387円×72,000株)です。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権が全て当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合や行使価額が修正された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、変更登記費用等となります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額391,918,400円につきましては、次のとおり充当する予定であります。

本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化	100	平成30年6月～平成31年5月
ネットクレーンゲーム事業の新規展開	50	平成30年6月～平成31年3月
eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等	50	平成30年6月～平成31年3月
「三極ジャスティス」のプロモーション費用	91	平成30年6月～平成30年7月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の新規事業展開、海外タイトルの獲得計画、プロモーション計画等を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が上記計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、上記計画のいずれもが順調に進捗した場合を前提としております。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
「三極ジャスティス」のプロモーション費用	100	平成30年8月～平成31年5月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社のプロモーション計画等を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が上記計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、上記計画のいずれもが順調に進捗した場合を前提としております。
2. 上記資金使途は、平成31年5月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途については、変更される可能性があります。その場合は、別途開示を行います。
3. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

() 海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、既に韓国のゲーム会社によって開発された配信実績のあるスマートフォンネイティブゲーム「ロード・オブ・ダンジョン」を、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始しており、その販売状況が順調に推移していることから、引き続き同様の海外タイトルの日本国内配信事業を強化する方針です。その第2弾目となるタイトルも決定しており、平成30年5月から7月の間にリリースする予定です。第2弾タイトルは平成29年12月22日に第三者割当増資で調達した資金を充当し、今後も引き続き有力なタイトルの獲得を目指します。これまでは当社独自の活動で海外タイトル獲得してまいりましたが、今後は平行して株式会社フォーサイド(以下「フォーサイド」といいます。)グループと協力して獲得活動を行います。今回の調達資金の使途としてはフォーサイドグループと協力し、日本国内に配信するための海外スマートフォンネイティブゲーム獲得費用(契約金・ローカライズ等)として100百万円を見込んでおります。

() ネットクレーンゲーム事業の新規展開

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、ネットクレーンゲーム事業の新規展開を検討しております。ネットクレーンゲーム事業を展開するにあたり、アプリケーションの開発費用として50百万円を見込んでおります。

() eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、eスポーツの市場に向けた、新たなビジネスの創出を検討しております。あらゆるデバイスでシューティングゲームの開発・提供を行ってきた当社の強みを活かして、eスポーツに適したゲームジャンルの一つであり、当社が最も得意とするシューティングゲームについての新規開発費用、並びにeスポーツに関するイベント及び施設の運営等に係る費用として50百万円を見込んでおります。

() 「三極ジャスティス」のプロモーション費用

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に後述するとおり、新規タイトル「三極ジャスティス」を平成30年6月にリリースすることを予定しています。

「三極ジャスティス」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームです。スマートフォンゲームはリリース直前の事前登録における集客や、リリース直後のダウンロード数を基準にしたランキングにおいて上位に露出することがその後のゲームの成否を大きく左右します。そのため、当該タイトルのリリース前後に必要な、主にインターネットを活用した2ヶ月間のプロモーション費用として91百万円を、その後継続的に必要となる主にインターネットを活用した10ヶ月間のプロモーション費用として100百万円を見込んでおります。

以上の施策を目的に、当社は平成30年5月10日、割当予定先に対する第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決定致しました。

平成29年12月5日に提出の有価証券届出書に記載した資金用途についての充当状況

平成29年12月22日に、SAMURAI&J PARTNERS株式会社(以下「SAMURAI」といいます。)に、第三者割当増資を引受けて頂き、197百万円を調達しております。当社は、本書提出日現在、当該資金のうち、「ロード・オブ・ダンジョン」のプロモーション費用に58百万円、海外タイトルの獲得費用に18百万円を充当しております。

現在、「ロード・オブ・ダンジョン」のプロモーション費用として、92百万円の残高があります。これは「ロード・オブ・ダンジョン」リリース後、ゲームバランス等の調整が入ったため、予定していたプロモーションを延期し、当初の支出予定時期である平成29年12月から平成30年5月までに充当し切れなかったためであります。残高92百万円につきましては、引き続き、平成30年5月から平成31年2月にかけて「ロード・オブ・ダンジョン」のプロモーション費用に充当する予定です。

また、海外タイトルの獲得費用として、29百万円の残高があります。これは当初の支出予定時期である平成29年12月から平成30年5月までに、2本予定していた海外タイトルの獲得が1本に止まったためであります。残高29百万円につきましては、引き続き、平成30年5月から平成31年2月にかけて海外タイトルの獲得費用に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先 1

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社フォーサイド
	本店の所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号 E.T.S.室町ビル8階
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第18期 (自平成29年1月1日至平成29年12月31日) 平成30年3月30日に関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先 2

a. 割当予定先の概要	名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第22期 (自平成29年2月1日至平成30年1月31日) 平成30年4月26日に近畿財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

() 割当予定先を選定した理由

株式会社フォーサイド

当社は、平成6年6月の設立以来、「ケイブが創ると未来はもっと楽しくなる。」というコンセプトの下、コンシューマーゲーム(注1)、モバイル公式コンテンツ(注2)、PCオンラインゲーム(注3)、モバイルブラウザゲーム(注4)、スマートフォンネイティブゲーム等、多くの方々に楽しんでいただくコンテンツ作りに邁進してまいりました。

他方で、フォーサイドグループは、平成12年3月の創業から、エンターテインメントジャンルを中心とした、デジタルコンテンツの配信を基軸事業として展開し、平成26年11月には持株会社と事業会社を分離した企業体系へシフトして、再成長に向けて経営陣体制も刷新すると共に、積極的に新規事業やM&Aを推進しているとのことです。

現在のフォーサイドグループでは、それらの取り組みの成果によって、エンターテインメントコンテンツの配信事業領域はデジタルの範囲のみならず、フォーサイド連結子会社の株式会社ブレイク(以下「ブレイク」といいます。)にて展開する、クレーンゲーム機やカプセル自動販売機などのアミューズメント施設のプライズゲーム機器用の景品商材(以下「プライズグッズ」といいます。)の企画・製造・販売など、デジタルに相対して物理的にリアルと位置付けられるコンテンツ事業領域にまで、大きく拡大することができているとのことです。

更には、同じくフォーサイド連結子会社であるフォーサイドメディア株式会社(以下「フォーサイドメディア」といいます。)においても、台湾にある樂磚股份有限公司(英語名Joy Brick)との協業にて、グローバルエリアにて既に配信実績を持つ、スマートフォンにアプリをインストールして楽しむスマートフォンネイティブゲームを、日本及び韓国市場向けにカスタマイズして配信する取り組みを開始しており、日本国内のみならずグローバルに事業拡張し、これから先にある未来の社会にも貢献する企業へと更に成長させ、経営成績と企業価値を共に向上させるため、新たな市場に対しても挑戦し続けることに努めているとのことです。

現在、当社においては、世界的なスマートフォンの普及に伴い特に急成長している、スマートフォンネイティブゲームの配信に最も注力しており、その結果、当社の売上高のほぼ100%は、オンライン上で提供するコンテンツ配信事業によるもので構成されるようになり、名実ともに“オンラインエンターテインメント企業”としての地歩を固めつつあります。その代表的なコンテンツタイトルとなるのが、平成27年4月のサービス開始から順調に売上を伸ばしている「ゴシックは魔法乙女」であり、平成29年5月期では当社全体売上高の80%以上を占めるまでに至っております。

これらのスマートフォンネイティブゲームのビジネスは、成長市場であるが故に競合企業も多く、クオリティーの高い優良ゲームを提供するには、マーケティングや企画立案の初期段階から長い時間を必要とし、その上で多くの開発費と広告宣伝費を投じてリリースしても、結果的に成功への不確実性が高いことが大きな課題でありました。そこで、当社はフォーサイドメディア同様に、「ロード・オブ・ダンジョン」という、韓国のゲーム会社によって開発された、既に配信実績のあるスマートフォンネイティブゲームの配信権を獲得し、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始いたしました。そして、その販売状況が順調であることから、このような取り組みを“海外パブリッシュ案件”として、今後も収益の第二の柱として推進する方針です。

このように、当社とフォーサイドグループの両社が、共に基軸事業として展開するコンテンツ市場は、サービスのライフサイクルスピードがとても速く、これからも日々進化するAI(Artificial Intelligence / 人工知能)・AR(Augmented Reality / 拡張現実)・VR(Virtual Reality / 仮想現実)などの新たな発明やテクノロジーによって、デジタルとリアルの合間に位置づけられる2.5次元領域の市場が創出され、サービスや商品のクオリティーが更に拡充できることや、様々なモノがインターネットに繋がるIoT(Internet of Things / モノのインターネット)によって、得られる膨大なビッグデータを活用した革新的な事業など、継続的に新たなビジネスの機会が創造されることと期待されております。

そのような事業概況と市場背景の中、上述のとおり当社とフォーサイドグループの経営課題は双方共通しており、それぞれ自らのノウハウ及びリソースと強みを最大限活用し、既存事業の拡大や周辺事業への拡張、又は新規事業を創出していくことが不可欠であると考えています。そのため、元々親和性の高い両社での業務提携による成長可能性と、資本提携も含めた場合の波及効果等の有効性を、双方で慎重に協議検討して参りました。

その結果、当社とフォーサイドグループでは、以下に記載のとおり協業を行うことにより、双方の事業に対して大きなシナジーと波及効果を創出することができて、企業価値の向上に繋げることが可能であると判断し、更には今後の両社の連携をより強固なものとするため、資本業務提携契約を締結し、当社が実施する第三者割当増資をフォーサイドに引き受けてもらうことが得策と考え、今回の決議に至ったものであります。

[資本提携の内容]

当社は、平成30年5月28日付(予定)で、フォーサイドに対して、第三者割当の方法で、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)144,000株(増資後の発行済株式総数に対する所有割合4.63%)を199,728,000円(1株1,387円)にて発行し、同社に引き受けてもらう予定です。

[業務提携の内容]

当社は、フォーサイド連結子会社のブレイク及びフォーサイドメディアを中心に、業務提携による協業を推進していくことを検討しております。なお、当社とフォーサイドグループとの間で合意している業務提携の内容は以下の通りです。

海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化

当社とフォーサイド連結子会社のフォーサイドメディアは共に、海外のゲーム会社が開発し、既に配信実績を持つ、スマートフォンネイティブゲームの配信権を獲得し、日本市場向けにカスタマイズ配信する事業を展開しております。既に当社では、韓国のゲーム会社によって開発された配信実績のあるスマートフォンネイティブゲーム「ロード・オブ・ダンジョン」について、平成29年11月に日本市場でカスタマイズ配信を開始しており、その販売状況が順調に推移していることから、引き続き同様の海外タイトル日本国内配信事業を強化する方針です。これらの取り組みを更に強化していく上では、現地企業の開拓とリレーション構築及びコンテンツの目利きがとても重要であり、従前よりグローバルでの営業推進に関するノウハウを持つフォーサイドメディアが現地企業の開拓を行い、当社がゲームコンテンツの目利き及び日本国内における配信に向けたカスタマイズ開発や運用業務を担当することで、更に多くの有力な海外スマートフォンネイティブゲームタイトルの日本国内配信を、迅速かつ効率的に強化拡大することが可能になると考えています。また、当社としては、これらの海外スマートフォンネイティブゲームタイトルを日本国内において展開することが、更なる収益機会の拡大のために重要であると考えており、フォーサイドメディアとしても、新たに取り組みを開始した、スマートフォンネイティブゲーム配信事業を成長させるためには、開発及び運用に強いパートナーが必要であるため、両社の利害は一致しており、本資本業務提携によって、両社にて当該取り組みを協力して実行することで、その推進体制を強化することが両社の利益に資すると判断しています。

ネットクレーンゲーム事業の新規展開における協業

当社は、これまでのオンライン環境でのゲーム制作及び運用経験を活かし、昨今のトレンドでもあるIoT領域におけるエンターテインメント事業として、パソコンやスマートフォンをコントロールパネルとして、インターネット経由でリアルなクレーンゲーム機を操作することにより、いつでも・どこでもクレーンゲームを楽しめる、デジタルとリアルを融合させた“ネットクレーンゲーム事業”の新規展開を検討しております。利用者は、欲しい景品を獲得するため、パソコンやスマートフォンから実際に設置されているクレーンゲーム機を操作し、ゲームに成功した場合には、その獲得した景品が自宅に送られる仕組みとなっており、オンライン上のデジタルな景品ではなく、実際の景品を取得できる点が特に人気となっております。そのため、既にサービスを開始している企業は大きく当該事業での業績を伸ばしており、大手企業を中心に新たに当該事業へ参入する企業も増加しております。よって、今後も更なる市場拡大が期待されている反面、多くの競合他社に対して優位的なサービス上の演出及び効果的なプロモーション展開に加えて、差別化された優良な景品の企画・製作が必要となります。それらに関しては、当社がこれまでに培ったゲーム性やソーシャル性を高める運用ノウハウや、プロモーションに関する知見を投じることができ、他方でフォーサイド連結子会社のブレイクの持つ、プライズグッズの企画及び製造ノウハウと、マーケティングに関する経験則が強く有効的に活用できると考えており、当社が展開する当該事業においての商品企画と製造提供等をブレイクが担うことによって、当社は一層付加価値の高いネットクレーンゲーム事業を実現することができると考え、両社にて当該事業の取り組みを行うことが得策と判断しております。

eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等

昨今、ゲームを取り巻く環境として、「プレイする楽しみ」のみならず、「観る(観戦)楽しみ」も注目されており、新たな環境が、日本の市場においても芽生えつつあります。この「観る楽しみ」というeスポーツ的なゲーム要素が、当社及びフォーサイドグループと双方のコンテンツ事業においても、今後の市場展開において必要不可欠なものになっていくと思われれます。eスポーツの市場は、将来的に国際オリンピック委員会(IOC)によるオリンピック競技への正式採用も期待されており、先般の平昌冬季五輪の開幕直前には、氷上競技が行われる江陵市内で、IOCから公式サポートを受けたeスポーツの世界大会も開催されており、既に日本の大手ゲーム会社やJリーグなども参入を始めており、2020年に開催予定の東京オリンピックに向けても、更に機運が高まる状況です。そのeスポーツに適したゲームジャンルの一つとしては、当社が最も得意とするシューティングゲームが挙げられ、あらゆるデバイスでシューティングゲームの開発・提供を行ってきた当社の強みが、このeスポーツ向けゲームの要素に活かすことができると考えております。また、フォーサイドグループでは、連結子会社のブレイクを中心に、各種イベントの企画及び運営と、それらのイベントでの物販商品の製造等についても、豊富な経験と実績を有しており、フォーサイドメディアでのゲーム事業展開を背景に、フォーサイドグループでのeスポーツイベントの開催や関連施設等の運営も、将来的な視野に見据えて検討をしているとのことです。これらの取り組みの検討において、当社とフォーサイドグループが連携することによって、当社は当社の強みであるコンテンツを提供することでソフト面を提供し、フォーサイドグループは、ブレイク及びフォーサイドメディアの有する、イベントや施設運営に関する知見を活かしたハード面の提供が可能であり、当社とフォーサイドグループが協業することによって、当社が開発するeスポーツ向けのゲームを、フォーサイドグループが提供するe-スポーツイベントや施設で広めること等、ワンストップでeスポーツの市場に向けた、新たなビジネスの創出が可能になると考えております。

- (注) 1. 「コンシューマーゲーム」とは、家庭用ゲーム機器とゲームソフトでプレイするゲームをいいます。
2. 「モバイル公式コンテンツ」とは、携帯電話の通信キャリアやゲーム運営会社が運営するサイトにおいて提供される、ゲームソフト、音楽配信、占い等の情報配信等のコンテンツをいいます。
3. 「PCオンラインゲーム」とは、パソコンを利用した「オンラインゲーム」をいいます。「オンラインゲーム」とは、インターネットに接続してユーザー同士がコンピュータネットワーク上でプレイするゲームをいいます。
4. 「モバイルブラウザゲーム」とは、携帯端末機器(フューチャーフォン及びスマートフォンを含みます。)を利用する「ブラウザゲーム」をいいます。「ブラウザゲーム」とは、ゲームソフトやアプリケーションをダウンロードすることなくインターネットに接続してブラウザ(Webページを閲覧するソフト)上でプレイするゲームをいいます。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

当社は、上記のとおり、フォーサイドとの間で本資本業務提携について協議、検討していたところ、同社よりSAMURAIも当社への追加出資を検討している旨教えて頂き、ご紹介頂きました。

当社は、上記のとおり、現在スマートフォンネイティブゲームの日本市場に注力しているところ、スマートフォンの普及に伴い当該ゲーム市場が急激に拡大したことから、収益機会を求めて多くの企業が参入し、多数のゲームが競合する厳しい環境となっております。また、このような市場環境下において、高いクオリティーのゲームを制作するための開発費用が高騰するとともに、競合する多数のゲームの中から、自社のゲームの発見率を向上させるために多額の広告宣伝費が必要となります。スマートフォンネイティブゲームは移動中や隙間時間のほか、テレビを視聴しながらでもプレイが可能であり、ヒットタイトルの多くは、多額の費用を投じてテレビCMなどのマス媒体による露出を行っているところと見られます。

当社は、平成30年6月に、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」を配信することを予定しております。「三極ジャスティス」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームです。スマートフォンゲームはリリース直前の事前登録における集客や、リリース直後のダウンロード数を基準にしたランキングにおいて上位に露出することがその後のゲームの成否を大きく左右します。そのため、当該タイトルのリリース前後に必要な、主にインターネットを活用した2ヶ月間のプロモーション費用として91百万円を本新株式の発行により確保し、その後、継続的に必要となる主にインターネットを活用した10ヶ月間のプロモーション費用として100百万円を本新株予約権の発行により調達することといたしました。

以上のとおり、当社は、スマートフォンネイティブゲームの新作タイトル「三極ジャスティス」のプロモーション費用を獲得することが急務であると考えていたところ、当該費用の確保において最適なタイミングであり、かつ当社の事業戦略にご賛同頂け、両社のニーズが合致したため、SAMURAIに対する本新株式及び本新株予約権の割当てを実施することとなりました。

() 本第三者割当増資を選択した理由

その他の資金調達方法の検討

当社取締役会における本第三者割当増資と他の資金調達の手段との比較検討結果については、次のとおりです。

まず、(i)間接金融(銀行借入及び社債)による資金調達は、当社の事業内容が、スマートフォンネイティブゲームという多数の競合他社が存在する市場であり、開発費や広告宣伝への先行投資資金を確実に回収できるかどうか不明確な状況であることから、事実上調達が困難な状況にあります。

次に、()直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金及び広告宣伝費について出資者を広く募ることから、必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、株式市場における需給が悪化し、株価下落の要因となる結果、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要するコストが第三者割当増資に比して高いことから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断いたしました。

また、()ライツ・オファリングにおいては、ノンコミットメント型と、当社と金融商品取引業者とで元引受契約を締結するコミットメント型のものがありますが、コミットメント型は、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストが高くなることが予想され、また、ノンコミットメント型には上記()と同様に、既存株主の参加率が不透明であるために資金調達の蓋然性確保の観点で問題があることから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、他の資金調達方法ではなく本第三者割当増資による資金調達が最適と判断いたしました。

第三者割当てによる方法を選択した理由

当社は、上記「()割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社とフォーサイドグループとの業務提携を推し進め、業務提携の効果をより確実なものとする必要があることから、迅速かつ確実性の高い方法により資金調達を行い、かつフォーサイドと強固なパートナーシップを構築することが重要と考えています。そのため、当社は、直接当社の株式を発行して保有してもらうべく、第三者割当の方法を実施することが適切であると判断いたしました。このような目的を達成するため、フォーサイドとの間で1年間のロックアップについて合意しており、フォーサイドは原則として本新株式を取得した日から1年間、本新株式を第三者に売却せず中長期的に保有することになります。そのため、当社株式の流通市場に与える影響は限定的なものであると考えています。

また、当社が、フォーサイド以外にSAMURAIに対しても第三者割当増資を依頼したのは、上記「()割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、本資本業務提携とは異なる目的である「三極ジャスティス」のプロモーション費用を調達するためです。SAMURAIに対する本新株式及び本新株予約権の発行に関しては、上記記載のとおり、本第三者割当増資以外の方法で資金調達を行うことが困難であることに加えて、(i)SAMURAIは純投資であることを表明しており、当社が平成29年12月22日に実施した第三者割当増資の引き受け実績を有していること、()既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないようにするため、全て株式で調達するのではなく、新株予約権を組み合わせる方法が適切であると判断したこと、()先買権のような将来のファイナンスに制約をもたらす可能性のある条件を一切付していないこと等に鑑みれば、当社が今回選択した、本新株式及び本新株予約権をSAMURAIに対して発行する資金調達方法は、既存株主の皆様にも合理的に配慮しており、かつ当社のニーズを満たすものであることから、当社として最適なものであると考えております。

本第三者割当てにより既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、本資本業務提携及び新タイトルのプロモーションにより、当社の事業拡大が実現されて収益の拡大が見込まれることから、当社の企業価値は向上するものと確信しており、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。

() 新株予約権に関する契約

平成29年12月5日の取締役会において決議した第三者割当増資に際しては、割当先であるSAMURAIと当社代表取締役社長高野健一との間で、株式消費貸借契約を締結しておりましたが、本第三者割当増資に際してはフォーサイド、SAMURAI両社共に、当該契約を締結しておりません。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社フォーサイド

本新株式144,000株

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

合計144,000株

(内訳)本新株式72,000株

本新株予約権720個の目的である株式72,000株

e. 株券等の保有方針

株式会社フォーサイド

上記「c. 割当予定先の選定理由 ()割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、当社は、フォーサイドとの間で、本資本業務提携を行い、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業を強化し、またネットクレーンゲーム事業の新規展開やeスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営に関する新規事業を中長期的に行っていくことを考えており、フォーサイドも同様に考えているとのことです。当社は、フォーサイドから、同社が本新株式を中長期的に保有する方針である旨を口頭で確認しており、またフォーサイドが当該株式について1年間は当社の事前の書面による承諾なく売却しない旨の合意をしております。当社株式の売却に際しては、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することも口頭で確認しております。

なお、当社は、フォーサイドから、フォーサイドが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

当社は、SAMURAIとの協議の中で、SAMURAIが本第三者割当増資により取得する本新株式及び本新株予約権について、経営権の獲得等の目的ではなく、純投資目的であること、また、当社株式の売却に際しては、東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することを口頭で確認しております。

なお、当社は、SAMURAIから、SAMURAIが払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社フォーサイド

当社は、フォーサイドから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、フォーサイドが平成30年3月30日付けで公表している平成29年12月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表において、平成29年12月31日時点の現預金が447,891千円であることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

当社は、SAMURAIから、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、SAMURAIが平成30年4月26日付けで公表している平成30年1月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表において、平成30年1月31日時点の現預金が658,262千円であることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

株式会社フォーサイド

当社は、フォーサイドより、反社会的勢力とは一切関係がないことの説明を受けております。また、フォーサイドは東京証券取引所JASDAQ市場の上場会社であり、当社は、フォーサイドが東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、フォーサイドが警察・財団法人暴力団追放運動推進都民センター等との連携により反社会的勢力の情報収集を行う等して、反社会的勢力と対決する等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、フォーサイド及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社

当社は、SAMURAIより、反社会的勢力とは一切関係がないことの説明を受けております。また、SAMURAIは東京証券取引所市場JASDAQ(グロース)市場の上場会社であり、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載されていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、SAMURAI及びその役員は反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式については、該当事項はありません。

本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式の発行価格については、フォーサイド及びSAMURAIとの協議を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年5月9日。以下「基準日」といいます。)の東京証券取引所における当社株式の終値を基準とし、かかる値から7.96%のディスカウントをした1,387円といたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、直近の株価を基準とすることが当社の企業価値を最も適正に反映していると判断したためです。当社は、当社株価のボラティリティの大きさ及び本第三者割当増資により生じる希薄化等を総合的に勘案し、フォーサイド及びSAMURAIとの協議の上、7.96%のディスカウントをすることを決定いたしました。

フォーサイド及びSAMURAIからは、当社の事業戦略及び将来性について一定の理解をしてもらっているものの、業績の回復が遅れていること、ネットクレーンゲーム事業やeスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等の新規事業を行うことを検討しており、また新規の海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信及び新規タイトルのプロモーションを今後積極的に行っていく予定であること等から、株価下落リスクもあり、ディスカウント価格で引き受けることにより株価下落損失を最小限としたい旨の提案を受けました。当社としては、既存株主の皆様の株式の希薄化を最大限防止するべく、フォーサイド及びSAMURAIと交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善して、上記新規事業に踏み切り、また海外タイトルの獲得費用及び新規タイトルへのプロモーション費用を調達することが当社にとって急務であり、これを実現することが企業価値の向上及び既存株主の皆様の利益に繋がると考え、上記のディスカウント価格で本第三者割当増資を実行することといたしました。

当該価格は、東京証券取引所における当社株式の基準日以前1ヶ月間の終値平均である1,438円(円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。)に対して3.55%のディスカウント、基準日以前3ヶ月間の終値平均である1,549円に対して10.46%のディスカウント、基準日以前6ヶ月間の終値平均である1,820円に対して23.79%のディスカウントをした金額となっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、この発行価額は、当該指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名(社外監査役2名)全員からは、上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な価値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

前記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」に記載の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「TFA」といいます。)が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である3,420円としました。

TFAは、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率等を勘案し、本新株予約権の価値評価を実施しています。また、TFAは、当社とSAMURAIとの間で、払込期日以降、当社の普通株式株価が、発行日時点の本新株予約権1個当たりの権利行使価額の200%相当額を超過した場合で、当社が通知をした場合には、その時点で残存する新株予約権をSAMURAIが全部行使する旨の合意があるために、当該合意が履行されることも前提において価値評価を行っております。

当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについて当社法律顧問の助言を参考にしつつ、また、上記「1. 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日である平成30年5月9日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から7.96%のディスカウントをした1,387円としております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な金額であると考えております。

当社監査役全員も、TFAは、当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、フォーサイド及びSAMURAIからも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、TFAは本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件を適切にその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してTFAから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と判断しております。また、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は216,000株(議決権数2,160個)であり、平成30年2月28日現在における当社の発行済株式数2,894,700株(議決権数28,947個)に占める割合は7.46%(小数点以下第3位を四捨五入しています。以下、割合の計算において同様に計算しております。)であり、本新株予約権の行使により発行される当社株式の数は72,000株(議決権数720個)であり、平成30年2月28日現在における当社の発行済株式数2,894,700株(議決権数28,947個)に占める割合は2.49%であり、本新株式の発行予及び本新株予約権の発行・行使による希薄化の合計は9.95%となります。また、当社が、平成29年12月22日に、SAMURAI宛に行った第三者割当増資により発行された株式数112,100株(議決権数1,121個)を合算した株式数は400,100株(議決権数4,001個)となり、これらも踏まえた希薄化率は14.38%となります。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じますが、一方で、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載した使途に用いることによって、海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業の強化、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、eスポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営、新規タイトル「三極ジャスティス」のプロモーションを実施することができ、これらによる売上規模の拡大及び財務基盤の強化を図ることができるため、当社の企業価値の最大化につながるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
高野健一	東京都目黒区	236,100	8.48	236,100	7.42
株式会社オセア グループ	神奈川県横浜市西区みな とみらい2丁目3-5	200,000	7.19	200,000	6.28
株式会社SBI 証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号	195,200	7.02	195,200	6.13
株式会社フォー サイド	東京都中央区日本橋室町 三丁目3番1号			14,000	4.52
SAMURAI&J PARTNERS株式 会社	東京都港区虎ノ門一丁目 7番12号			14,000	4.52
武藤貴宣	千葉県千葉市美浜区	110,600	3.97	110,600	3.48
柿沼佑一	埼玉県さいたま市中央区	85,000	3.05	85,000	2.67
佐々木誠	埼玉県越谷市	85,000	3.05	85,000	2.67
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENTACCOUNT (常任代理人 ク レディ・スイス 証券株式会社)	ONE CABOT SQUARE LO NDON E14 4QJ(東京都港 区六本木1丁目6番1 号 泉ガーデンタワー)	79,400	2.85	79,400	2.49
楽天証券株式 会社	東京都世田谷区玉川1丁 目14番1号	56,300	2.02	56,300	1.77
計		1,047,600	37.65	1,335,600	41.96

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年11月30日現在の株主名簿上の株式数(総議決権数は27,826個)を基準としております。

2. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、フォーサイド以外の株主について、平成29年11月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。なお、平成29年12月19日付で大量保有報告書及び変更報告書が、また同月21日付で訂正報告書が、五味大輔氏より提出されており、これらには五味大輔氏が当社の普通株式240,000(2,400個)を保有している旨記載されていますが、当社として実質所有を確認できておりませんので、上記大株主の状況には反映しておりません。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の各株主の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年11月30日現在の総議決権数(27,826個)に、平成29年12月22日に当社が発行した普通株式112,100株(議決権数1,121個)、本第三者割当増資により発行する本新株式216,000株(議決権数2,160個)及び本新株予約権が全て行使された際に発行される株式数72,000株(議決権数720個)を加えた合計3,182,700株(総議決権数31,827個)で除して算出した数値であります。

4. 本新株予約権は、行使までは潜在株式としてSAMURAIにて保有されます。行使期間は、平成30年5月29日から平成32年5月28日までの発行後2年となっております。今後SAMURAIによる本新株予約権の行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。

5. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第23期)及び四半期報告書(第24期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第23期)提出日(平成29年8月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成29年8月31日提出臨時報告書)

1 提出理由

平成29年8月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月29日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、高野健一、池田恒基、菊地徹、小尾敏仁、川口洋司の各氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
議案 取締役5名選任の件					
高野 健一	14,892	124	0	(注)	可決 94.74
池田 恒基	14,897	119	0		可決 94.78
菊地 徹	14,879	137	0		可決 94.66
小尾 敏仁	14,885	131	0		可決 94.70
川口 洋司	14,883	133	0		可決 94.69

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第23期)に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年8月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年5月10日)までの間において、以下のとおり変化しています。

年月日	発行済み 株式総数 増減数(株)	発行済株式数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年12月22日	112,100	2,894,700	104	1,395	104	1,338

(注) SAMURAIを割当先とする第三者割当増資(発行価格1,873円、資本組入額936.5円、払込総金額209,963,300円)による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日	平成29年8月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第3四半期)	自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日	平成30年4月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 8月29日

株式会社ケイブ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成29年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ケイブが平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月12日

株式会社ケイブ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。